

東京局、更正の請求の3か月以内処理割合の改善が必要に

証明書類2回不提出で、 更正すべき理由なし処分

所得税等に係る更正の請求の3か月以内処理割合の目標値（95%）をクリアするため東京国税局が、2回目の提出期限までに請求人等が証明書類を提出しなかった場合、直ちに更正すべき理由がない旨の通知を行うこととしていることがわかった。3か月以内に処理できない理由の大部分が「提出書類等不備」であることへの対応だ。また、同局は、税理士関与がある場合や請求人の携帯電話番号を把握している場合、電話により証明書類の提出を求めることも可能としている。本特集では、東京局が令和7年2月に発出した事務連絡に基づき、提出書類等に不備がある場合の更正の請求の処理手順をQ&A形式で確認する。

>>R6事務の3か月以内処理割合は96.2%



更正の請求の3か月以内処理割合の状況を教えてください。



財務省は10月31日、「令和6事務年度 国税庁実績評価書」を公表しました。国税庁実績評価実施計画は、更正の請求の3か月以内処理件数割合を測定指標に設定しており、目標値は95%とされています。令和6事務年度の更正の請求については、45万3,000件が処理され、3か月以内の処理件数割合は96.2%でした（表参照）。過去10年をみても96.2%は最も低い割合となっています。

なお、実績評価書では、3か月以内に処理できなかったものの多くは、添付（証拠）書類等に不備があり、その補正等の対処に時間を要したものと指摘されています。

【表】「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合

事務年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%
実績値	97.7%	96.9%	97.4%	97.4%	96.7%	97.2%	96.2%

（参考）国税通則法施行令6条2項

更正の請求をしようとする者は、その更正の請求をする理由が課税標準たる所得が過大であることその他その理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するものであるときは、その取引の記録等に基づいて